

平成 30 年度 第 1 回倉吉市福祉有償運送運営協議会について（報告）

1. 日 時 平成 30 年 8 月 1 日（金）13 時 30 分～14 時 00 分
 2. 場 所 倉吉市役所 議会会議室（本庁舎 3 階）
 3. 出席者 【委 員】 別紙名簿のとおり
【事務局】 別紙名簿のとおり
【申請者】 社会福祉法人 和
社会福祉法人 地域でくらす会
 4. 目 的 「社会福祉法人 和」、「社会福祉法人 地域でくらす会」が、倉吉市を発着として運行する福祉有償運送の更新申請を行なうため、本福祉有償運送運営協議会に合意を求めたものであり、内容の審査等の協議を行ったもの。
 5. 結 果 委員による協議が整い、申請内容が合意された。
 6. 協議内容 以下のとおり
-

1. 開会あいさつ

本日の委員出席 14 名、欠席 0 名であり、倉吉市福祉有償運送運営協議会設置要綱第 6 条第 2 項の規定による会議の開催要件の過半数を満たしていることを報告。「社会福祉法人 和」、「社会福祉法人 地域でくらす会」には福祉有償運送申請者としての立場で参加いただくことを説明。

運営協議会は、倉吉市福祉有償運送運営協議会設置要綱第 6 条第 4 項の規定により、原則公開となっていることを説明。委員の交代を報告。

2. 事務局（企画課）説明

福祉有償運送の概要及び協議事項について、参考資料により説明。

福祉有償運送とは、1 人では公共交通機関を利用できない要介護者、身体障がい者等に対して、NPO、公益法人、社会福祉法人等が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員 11 人未満の自家用自動車を使用して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービスのことで、倉吉市内では、現在、4 つの事業者が登録を行い運送サービスを行っている。

本日の協議会では、有効期限が今年の 8 月 17 日までとなっている「社会福祉法人 和」と、10 月 24 日までとなっている「地域でくらす会」の更新申請にあたり、①福祉有償運送の必要性、②旅客から收受する対価、③運送の区域、④旅客の範囲について、主にご協議いただく。

3. 協議事項

（1）会長・副会長の選出について

（企画課事務局により進行）

日程 3、協議事項（1）の本協議会の会長及び副会長の選出を行いたい、どのように選出すべきか。

（事務局一任の声、事務局から提案）

それでは、会長に倉吉市自治公民館連合会副会長の福田委員、副会長を倉吉市健康福祉部長の東本委員にお願いしたい。

（拍手多数、承認）

（ここから倉吉市福祉有償運送運営協議会設置要綱第 6 条第 1 項の規定により福田会長により進行。）

(2) 「社会福祉法人 和」の福祉有償運送更新申請について

(社会福法人 和 説明)

申請書類(資料1)に沿って説明。運送の区域、使用車両、運送する旅客の範囲、運転者、運送の対価、運行管理の責任者、体制等について説明。運送の対価について、1kmあたり50円の計算で、事務所からの迎車区間を距離換算する。利用者の降車地点から事務所までの回送区間は距離換算しない。主な利用としては、休日の余暇活動や買い物等の移動手段など。

(福祉課補足説明)

旅客名簿の13名の方については、公共交通機関の利用が1人では困難な方として、福祉有償運送の対象であることを確認している。

(質疑内容)

特になし。

(福田会長)

その他、特に意見がないようでしたら、「社会福祉法人 和」からの福祉有償運送更新申請について、合意してよろしいか。(特に意見なし)

それでは、「社会福祉法人 和」様の福祉有償運送更新申請について、本運営協議会で協議が調ったものとする。

(3) 「社会福祉法人 地域でくらす会」の福祉有償運送更新申請について

(社会福祉法人 地域でくらす会 説明)

申請書類(資料2)に沿って説明。運送の区域、使用車両、運送する旅客の範囲、運転者について説明、運送の対価、運行管理の責任者、体制等について説明。本社は米子市のため、申請者は米子市の住所。

(福祉課補足説明)

旅客名簿の11名の方については、公共交通機関の利用が1人では困難な方として、福祉有償運送の対象であることを確認している。

(質疑内容)

(山崎委員)

米子市が運送区域に入っているが、米子市の方もおられるということか。

(地域でくらす会)

法人本部が米子市にあり、法人本部では「ヘルパーステーションまちくら」ということで事業をしており、そちらで米子市の利用者の方を運送している。そのため倉吉市の事業所「ヘルパーステーション蔵まち」では、米子市の方の運送は行っていない。

(美船委員)

米子は米子で同じようにこの協議会をされるということですね。

(地域でくらす会)

はい、米子は米子で同じように米子の申請をされるということ。ただ、法人として登録番号が一つなので、このような形で申請を行っている。

(事務局)

11名の方は全員倉吉市の方ということでご理解いただきたい。

(福田会長)

その他、特に意見がないようであれば、「社会福祉法人 地域でくらす会」からの福祉有償運送更新申請について、合意してよろしいか。(特に意見なし)

それでは、「社会福祉法人 地域でくらす会」の福祉有償運送更新申請について、本運営協議会で協議が調ったものとする。

(福田会長)

それでは、福祉有償運送者の方々が鳥取運輸支局に申請時に添付する必要がある合意書(案)を確認いただきたい。

(事務局より合意書(案)を配付)

(福田会長)

ただいまの合意書(案)についての質問はあるか。(特に意見なし)

それでは、ただいまの合意書については、後日事務局より「社会福祉法人 和」、「社会福祉法人 地域でくらす会」へ送付する。

(福田会長)

それでは、協議事項はすべて終了。「社会福祉法人 和」、「社会福祉法人 地域でくらす会」には、安全で安心な運行を行っていただきたい。

4. 閉会